

令和8年度大阪地方労働審議会第1回家内労働部会の開催について

大阪地方労働審議会家内労働部会

標記の会議を下記1のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記2申込要領によりお申し込み下さい。

記

1 開催日時等

- (1) 日 時 令和8年11月10日(火) 午後3時00分から
- (2) 場 所 大阪合同庁舎第2号館 9階 共用会議室B
大阪市中央区大手前4丁目1番67号
- (3) 議 題 ①部会長の選出及び部会長代理の指名について
②大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等について
③大阪府における家内労働の現況について
④令和7年度家内労働実態調査の結果について
⑤大阪府男子既製洋服製造業最低工賃第10回改正の要旨について
⑥大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
⑦その他
- (4) 傍聴者数 若干名

2 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、葉書に住所、氏名、電話番号及び「傍聴希望」とご記入のうえ、傍聴希望者ごとに次の宛先までお申し込み下さい。

〒540-8572

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館

大阪労働局労働基準部賃金課内

大阪地方労働審議会家内労働部会事務局あて

- (2) 申込締切日は、令和8年10月30日(金)です。(必着)
- (3) 希望者多数の場合は抽選とし、抽選の結果は文書にて連絡します。
- (4) 入場時に、お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、傍聴当日にはご本人であることがわかるもの(運転免許証等)をご持参下さい。

3 その他

- (1) 傍聴の際には、別紙「傍聴に当たっての遵守事項」に従って下さい。
- (2) 車椅子をご使用になる方は、申込時にその旨をお書き添え下さい。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添え下さい。
- (3) お申込に際してご記入いただいた個人情報本部会傍聴に関する事務処理以外に使用することはありません。

傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴席番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 家内労働部会事務局の指定した場所以外には立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等の使用はできません。
- 5 放談、私語その他喧噪にわたる行為、審議の妨害となるような行為は慎み、静粛に傍聴をお願いします。
- 6 審議における言論に対し、賛否を表明することや、拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、旗、旗竿、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは、会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内では着用できません。
- 9 飲食、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮ください。
- 10 審議中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 11 危険物の持込み及び酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はできません。
- 12 その他、部会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

上記の各事項に反する行為を行う者については、部会長及び事務局職員はその者の入場を拒否し、または退場させることがあります。